

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成29年12月14日

午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成29年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、3番、堀議員、4番、石澤議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。  
はじめに、12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。  
12番、佐々木亮子議員。
- 佐々木亮子議員 今定例会におきまして、さきに通告をした通告に従いまして順次質問を行わせていただきます。  
1 件目は、介護保険事業についてです。  
介護人材の確保及び資質向上の取り組みはどうなっているのか。  
2 点目に、介護人材の育成・確保に向けた中長期的な取り組みはどうなっているのか。  
3 点目に、在宅医療と介護連携推進に向けた取り組み状況はどうなっているのか。  
4 点目に、平成30年に改正される介護保険事業計画の進捗状況はどこまでいっているのか。  
5 点目に、利用者と家族、事業所の負担につながらない計画策定が必要だが、町としてどのように考えているのか。  
2 点目に、障がい者支援について。  
1 点目は、平成30年に改正される障がい福祉計画の進捗状況はどこまでいっているのか。  
2 点目に、計画の策定に当たって、障がい者や事業所に負担がかからない施策が必要だと思うが、町はどのように考えているのか。  
3 点目に、町民から就労継続支援A型施設が当町にもあれば助かるという声があるが、町の考え方はいかが、以上をお伺いをして1回目の質問といたします。
- 議長（佐藤議員） 町長。
- 町長（若狭町長） 12番、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の介護保険事業についてのうち、はじめに介護人材の確保及び資質向上の取り組みはどうなっているのかについてであります。介護人材の確保や資質の向上については全国的な問題であり、国において介護職員の安定的な確保、定着を図るため、競合する他産業等との賃金差を解消する観点から、介護職員処遇改善加算の引き上げを行い、修学資金貸付制度の活用や資質向上の取り組みの推進を図っております。

当町においても、今般、介護保険事業者と行った意見交換で、介護人材の確保も資質の向上についても、非常に難しく大きな課題になっているとの意見がほとんどの事業所から出されている状況にあります。

厚岸町社会福祉協議会では、町内において介護職員の人材の育成と確保のため介護職員初任者研修を隔年で実施しており、これには町も講師派遣等に全面的に協力しているところであります。受講修了者は平成28年度では4人、平成26年度では9人で、そのうち介護職への新規の就職者は、いずれもゼロという状況が続いております。受講者に現行、介護職員のスキルアップや家族介護を目的とした人もおり、新規就職に結びつかない厳しい状況となっております。

次に、介護人材の育成・確保に向けた中長期的な取り組みはどうなっているのかについてであります。現状では当町独自の具体的な取り組みは難しい状況と考えておりますが、国の動向を注視しながら各事業者とも連携し、有効な対策について模索していきたいと考えております。

次に、在宅医療と介護連携推進に向けた取り組み状況はどうなっているのかについてであります。この事業は医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活ができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業者等の連携を推進することを目的としているもので、平成30年度から全ての市町村で8項目の事業に取り組むこととされております。

8項目の事業の全て、または一部の委託も可能とされておりますが、当町においてはこれまでの地域包括支援センター業務の実態から、当該センター直営での実施が適当と判断しており、来年4月の実施に向け準備を進めているところであります。

次に、平成30年に改正される介護保険事業計画の進捗状況はどこまでいっているのかについてであります。介護保険事業計画については、本年度で計画期間が終了するため、介護保険法に基づく国の基本指針に則し、平成30年度からの3カ年を計画期間とした第7期の厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めております。

現在は、アンケート調査の分析、町内介護サービス事業者との意見交換等を行いながら、計画に定める介護サービスの見込み量等について調整を進めております。

今月下旬には、厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会に設置された厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会の3回目の会議を開催し、サービスの見込み量等の検討をいただいたと考えております。

次に、利用者と家族、事業所の負担につながらない計画策定が必要だが、町としてどのように考えているのかについてであります。このたび、策定する介護保険事業計画については、介護給付、予防給付、地域支援事業の適切なサービス・事業供給までの事項、地域包括ケア体制及び第1号被保険者介護保険料を定めるものであります。

これらについては、介護保険法に基づく国の指針を踏まえて調整するものであり、介

護報酬も国が決定するものでありますことを御理解願います。

なお、町の裁量で可能なものがあれば、検討は必要と考えております。

次に、2点目の障がい支援についてのうち、はじめに平成30年に改正される障がい福祉計画の進捗状況はどこまでいっているのかについてであります。障がい福祉計画第4期は本年度で計画期間が終了するため、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく国の基本指針に則し、平成30年度からの3年間で計画期間とした障がい福祉計画第5期を策定する必要があります。

また、平成30年4月1日施行の児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画の策定が義務づけられ、障がい福祉計画と一体的に策定することとし、業務を取り進めております。

現在は、町内の障がい者関連団体や障がい福祉サービス事業者との意見交換を行いながら、計画に定める障がい福祉サービスや障がい児通所支援の見込み量等について調整を進めております。今月下旬に、厚岸町障がい者自立支援協議会を、年明けに厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会を開催し、サービスの見込み量等の検討をいただきたいと考えております。

次に、計画の策定に当たって、障がい者や事業所に負担がかからない施策が必要と思うが、町はどのように考えているのかについてであります。このたび策定する計画については、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の提供体制確保の目標に関する事項、必要な見込み量等を定めるものであります。

障がい福祉サービス等を利用した場合に生じる利用者負担や、障がい福祉サービスを提供する事業者を支払う介護給付費等は、国が決定する報酬の額に基づくものであることを御理解願います。

なお、町の裁量で可能なものがあれば、検討は必要と考えております。

次に、町民から就労支援継続A型施設が当町にもあれば助かるという声があるが、町の考え方はいかがについてであります。通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援には、雇用契約の締結等により行うA型と雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行うB型があり、町内にはA型の事業所はなくB型の事業所が3カ所あります。

今般、行った事業者との意見交換においては、将来的にA型の運営も考えていきたいという事業所もあり、どちらの事業所も障がい者が地域で安心して生活するためには大切な事業所と捉えております。

しかし、先日の新聞報道にもあるとおり、いわゆる赤字経営のA型事業所は道内全体で76%に達し、閉鎖する事業所がふえると危惧されている状況にあり、また当町の就労継続支援A型の利用者が1人である現状では、町内でのA型事業所の運営は難しいものと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 当町でも介護人材に対しての御努力はされているようですけれども、全国的にも本当に介護人材が不足しているという状況で、2025年には全国的に38万人が不足するという状況にもあると言われていました。

それで、介護人材の中にもいろんな職種があるのですよね。今回お聞きしかったのは、訪問介護員というのでしょうか、一般的に言うヘルパーさんですね。今このヘルパー不足ということが、すごく大きな問題になってきています。

当町のある事業所にお聞きしたのですけれども、そこでもヘルパーさんが不足していて募集をしたけれども、一人も応募がなくて困っている状況だというようなことが話されていました。

今、当町でのヘルパーさんの状況、それと今、高齢化が進んでいると、そのことも問題になっていますけれども、まず当町ではどのような状況になっているのかお伺いいたします。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 当町のヘルパーの状況ということでございますけれども、当町にはヘルパー事業所が三つございます。その三つの事業所で、ちょっと人数は確認しておりませんが、今回、計画策定に当たって意見交換などをさせていただいておりますけれども、その中では三つの事業所とも人材は厳しいということをおっしゃっております。議員おっしゃられるように、ヘルパーさんの高齢化も進んでいるという状況では、今現在の何とかやっている部分も将来的には非常に不安があるというようなこともお聞きしております。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 これから、ヘルパーという職業、職種については、介護需要が高まるにつれてますます高まってくるものだと考えているのですけれども、今そういった状況の中で、どういった対策というのでしょうか、それを町として何か考えているのでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 人材確保に向けて町ができることというのは、本当に限られております。今の段階では、社会福祉協議会が行っている町長の答弁でもございましたけれども、介護職員初任者研修、これは以前はヘルパー2級の研修ということではございましたけれども、そういう名称変わっておりますけれども、同じようなものです。130時間以上の研修をして、その受講者はその資格を得られるというものです。

これには、本当にうちの職員も全面的に協力させていただいて、講師ですとかの対応は協力して、やっているところです。

ただ、これ2年に1回ずつやってきておりますけれども、平成28年度に実施したとき

にも4人が受講を終えましたけれども、実際に就職に結びついてはいないということで、その2年前には9人ということで、これも就職に結びついていないということで、そういった取り組みをしているのですけれども、それが実際に結びついてこないというような状況もありまして、それは本当にどうしたらいいのかなということは、うちもそうですし、社会福祉協議会のほうも悩んでいるような状況です。

それらについては、本当に今、国はそういったことから研修をもう少し時間を減らすようなことも検討はしているようですので、そういったものが出てきましたら、またそれらの対応を検討していかなければならないと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 町にもいろんな研修などを受けたりして、潜在している方というのでしょうか、資格は持っているけれども、なかなかそれが職種として、実際には結びつかないという方なのかもおられると思うのですけれども、潜在しているヘルパーさん介護人材というのは、どのくらいいるのでしょうか。そういった方への働きかけというのは、何かされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その研修を受講された方が、どういう目的で研修を受けたかということもあります。就職を目指してという方もいらっしゃるし、家族の介護のためという目的でいる方もいらっしゃいますし、それから今、資格を持たれないで施設で働いている方が、スキルアップのためという方もいらっしゃいますので、単純に受けた方が就職をしたいということではないと思います。

ただ、受けた方には、当然社協のほうからはそういう就職のお話はしておりますので、そういう中でも結びついてこない状況にあると思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 いろいろ努力はされていると思うのですけれども、なかなかそれが結びつかないと、これ本当に難しい問題なのだと思うのですよね。先ほど、国の動向ということもおっしゃっていましたが、今すぐにこれどうのこうの解決するという問題では、多分ないのだと思いますけれども、やはり中長期的な見通しというのでしょうか、そういったものもしっかり立てていただいて、介護人材確保ということについてもしっかり協議していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） なかなか町ができることというのは、限られていますけれども、国として介護人材の確保というのは大きな問題になっていきますので、そういった

動向を注視しながら対応を検討していきたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、次にいきますけれども、3点目在宅医療との介護連携推進に向けた取り組み状況、これからということですが、現在、要介護者で在宅療養をされている方というのは、当町にはどれくらいいるかというのはつかんでいらっしゃいますか。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時29分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。  
保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 時間を取ってしまいまして、申しわけありません。

ちょっと正確な人数は、ちょっと持ち合わせていないので申しわけありませんが、今、平成29年度には要介護認定を受けた方660名おります。この中で、500人くらいが在宅の方と。あと施設、老人ホームですとか老人保健施設ですとか、グループホームですとかという方が残りの部分ということになります。在宅の部分は、約500人くらいおります。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、この事業の対象となる方というのですか、500人全員が対象となるというわけではないと思うのですが、対象となり得る方というのはどういった方がなるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その在宅の方が使うサービスというのは、今お話の訪問介護もありますけれども、デイサービスですとか、訪問リハビリですとか、訪問看護、あるいはショートステイですとかと、いろいろあります。

それらは、それぞれの希望によって使うものが違いますので、全てが使うということではありません。介護度を受けていてもヘルパーさんは使わないで、デイサービスだけ使っている方もいらっしゃいますし、ショートステイだけという方もいらっしゃると思ひますし、その在宅500人の方の希望によってそれぞれ変わってきますので、それぞれ

のやはり利用の希望によって決まって、組み合わせも決まってくるということになって  
います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それは分かっているのですけれども、在宅療養と今度、医療の分野と  
の連携というのでしょうか、そうやってきますよね。そういった場合の対象者という  
のは、どうなのでしょうかとということでお聞きしているのですけれども、どうでしょ  
うか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。

連携の部分、今現在、正確な数字というのは、ちょっと持ち合わせておりません。

ただ、病院に入院をしていて、あるいは老人保健施設に入所されていて在宅に戻ると  
いう段階では、当然在宅で戻れる態勢を整えなくてははいけません。それでなければ、た  
だ帰っていいということにはなりませんので、例えば手すりですとかそういうものが必  
要であれば、そういう対応も必要ですし、ベッドが必要となればそういうレンタルも必  
要になりますし、それはケアマネージャーが調整の部分ありますけれども、そこに包括  
支援センターも状況に応じて連携をして、そういう態勢を取るということは、今もう既  
にやってきておりますので、今回の医療連携の8項目いろいろありますけれども、そこ  
の部分で五つから六つに関しては、もう既にやっているものですので、あと残りの部分  
は来年の4月までに何とか整えて、そういう形を整えていきたいと進めているところで  
ございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 分かりました。残りの部分についても、4月から実施できるようにと  
いうことで、ぜひ進めていただきたいと思います。

次ですね、次期の計画というのは、今はまだ調整中ということで、これ具体的な内容  
を聞いても、まだ答えられるという段階にはないのですね、きっとね。どの辺まで具体  
的に進んでいるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今現在は、それぞれ高齢者の方に対してのアンケート調  
査、それから事業所に対してのアンケート調査、それから意見交換をさせていただいて  
、それらを今、整理をしている段階ですので、今度の策定部会に向けてそれらを整  
理してサービスの見込み量を出して検討をいただきたいという、今段階でございます  
ので、今、具体的な内容を答えられる段階にはないということを御理解願います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 分かりました。詳しい内容については計画ができたときに、また改めてお伺いをしたいと思うのですけれども、介護保険料なんかもではまだこれからということなのだと思うのです。

ですが、ちょっと1点お聞きしたいのですけれども、現在の介護保険料滞納者の方に対して、ペナルティーというのですか罰則ありますよね、1年以上、1年半以上、2年以上滞納、それによってそれぞれのペナルティーというのが課されているわけですが、現在このペナルティーに対象となる当町の方というのはいるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保険料の滞納につきましては、今おっしゃられたように1年を滞納した場合、1年半、それから2年以上ということで、そのペナルティーの内容というのは決められております。私どもとしましては、本来はこういった対応が必要です。

それの前の段階として、やはりその滞納という部分が出てのところ、サービスの利用ができないというような状況になっては、当然困りますので、そこはそういう状況のところ、話をさせていただいて、分納での対応ですとかというのを相談をして、何とかサービスが利用できないというような、あるいは先に全額を払わなくてはならないとかというような状況の対応は取っておりません。

ただ、やはり悪質な方については、当然こういう対応は視野に入れていかなければならないとは考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 現在のところいないということですが、このペナルティー、本当にひどいペナルティーだとは思っています。それにつながるように、今、町のほうで努力をされているということですが、今、課長の言う悪質な滞納者というのは、どういう方が対象となるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本的には収入があって払える、できる能力があると判断できる方が、そういう相談にも応じないですとか、そういうような場合には当然そういうことになると思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。



●佐々木亮子議員　そういう方が、現在はいらっしゃらないと理解はさせていただきますけれども、今の御努力をされている、引き続きまして介護保険料に対しても、このペナルティーに対しても、受けられないような御努力というのをさせていただきたいと思っています。

それで、今回の30年度に向けた改正される改定、きのう何か方針案がまとまったということも報道されていましたが、介護保険はこの間、なかなか使いにくいような制度にどんどん改訂されてきていると私は考えています。

ぜひ、ここでも町の裁量でできる可能なものがあればしていきたいと町長答弁でありますけれども、ぜひ誰もが使える、事業所もそれから利用者も使いたいときに使える、本当に介護が必要とされている方に対して町としても最善の介護ができる、事業所もよい事業ができるというような計画を策定させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員）　町長。

●町長（若狭町長）　私から重要な課題でありますので、答弁をさせていただきたいと思っています。

実は、きのう厚生労働省が発表をいたしました。これは、平成27年の都道府県別生命表という平均寿命であります。前回の調査より男性は1.1歳、全国的に、女性は0.47歳、増えているわけであり。すなわち、男性では平均では80.77歳、女性では87.01歳、今回初めて男性も80歳を超えた。そういう時代を迎えておるわけでごさいます、私の考えといたしましては、もう人生100年の時代を迎えたと、そのように考えております。

厚岸町といたしましても、そういう現況を踏まえた社会保障制度のあり方、質の高い介護サービスを安定的に供給できる環境の整備をしていかなければならない、そのように考えておるわけでありますので、これからの策定、それと先ほどお話ありましたけれども、介護分野の携わる人がだんだんと少なくなってきておるという実態、これは厚岸町だけではなく、全国的な課題なのです。例えば有効求人倍率を見ますと、介護分野では3.02倍です。これは、一般の全職員の1.36倍を大きく上回っているのです。そういう求人率になっておりますが、実際はなかなかその職につく人がいないという、先ほど答弁もありましたが、そういう実態もあるということでありますので、そういう今日の高齢化時代を迎えた厚岸町における社会保障制度を含めた介護制度はどうあるべきかということ、真剣に取り組んでいかなければならないし、これからの計画策定に当たりましても、そういうことを踏まえた将来を見据えた計画でなければならぬと、そういうように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員）　12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員　今、町長にも答弁いただきましたけれども、ぜひ今、町長述べたようなところで策定を進めていただきたいと思います。改めて申し上げたいと思っています。

それで、次ですね、障がい者支援についてです。これについても、30年に改正されますね。これもまだ今、調整段階だという答弁をいただきました。

全体的に、今度はこの障がい者支援について、これまでになかった制度が幾つか新設されたりということがありますね。これ、例えばヘルパーさんの活用というのでしょうか、そういったことにも大きくつながるのかなと思うのですけれども、障がい者に対するヘルパーさんというのでしょうか、それは何か特別なヘルパー資格が必要なのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。

やはり、障がいの持っている方、いろいろさまざまな障がいを持っている部分がありますので、ヘルパー資格でそのまま対応できる部分と、やはりちょっと研修が必要なものというようなものがある部分は、あると思います。

そこは、それぞれの事業所でもって、そういった研修なんかをしながら派遣という形になると思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 研修を受ければ、例えば介護ヘルパーの方でも障がい者ヘルパーとしてできるという理解でいいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、障がいの制度の部分では、障がいの、今、制度利用をしている方が高齢になってきて、介護保険に移行なんかのというような部分もあって、そういう部分でヘルパーさんの利用も、今、介護のほうの利用と、そういう部分では同じ事業所でできるような形の方向性も、今、出てきていますので、そういう今までの資格でできる部分も当然ありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、やはり障がいの状況によってはいろいろなものがありまして、単純にヘルパーの資格を持っているからということで対応できる場合もあれば、対応できない場合も多いと思うのですね、障がいの内容によっては。そこは、やはり利用される方、あるいは家族としっかり話をしながら、派遣をする職員というのは、相談をしながらやっていかなければいけな

いものだと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、30年から新しく自立支援援助の新設ですとか、重度訪問介護の訪問先の拡大ですとか、そういったことが今増えるという、まだ案ですね、案ですけども、そういったところでヘルパーさんというのが活用が増えてくると思うのですが、そういったことに対して、実際、対応は可能なのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 介護職員の研修を受けていれば、そういうヘルパーの業務として行くことはできるということですけども、もう、やはりそういう特別な対応も必要な方もいらっしゃると思いますので、そういった技術を持っている方のことというのは、やはり話をよくした上でいかなければいけないと思います。

それから、サービスが拡大していくという部分では、やはり介護の職員の人材不足という部分は介護保険とも同じ形だと思いますので、当然人材の確保、大きな問題だと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 大体、内容については分かりました。

それと、もう1点、今すごく問題になっている点ですけども、現在、通所施設を利用している障がい者の食事提供体制加算、これが廃止されるというようなことが、今、言われていて、障がい者団体あるいは施設などからも反対の声が起こっているのですけれども、これに対する当町の影響、そういうのはどの程度出るのかということに対しては分かるでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その施設の部分では、ちょっと町内にもないという部分もありまして、今のおっしゃられた加算の影響というのは、現在、試算はしておりません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 これ町内には対象となる施設がない、事業所がないということだといふので、これについては分かりました。

それと、今度、障がい児に対しても30年度からの改正で拡大される部分なんかが出ていますが、この障がい児の部分で当町に関係のある部分、改正のある部分と、いろいろ

出ていますけれども、実際に当町で関係のある部分というのは、こういったところでしょうか、改正となる部分に対して。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 障がい児の関係でございますけれども、障がい福祉計画の中でも、もう既に子供の部分も今まで実施してきております。

それに、今回新たに児童福祉法に基づいて新たな項目と言われているのが、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置をするということ。

それから、保育所等に訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築をすること。

それから、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等児童デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保すること。

それから、医療ケア児支援の協議の場を設けることということが、大きくはこの4点が言われております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 また、こういったことに対しても、これからということですね。ここで詳しいこと聞いても、まだ答弁返ってこないですね。分かりました。

それでは、こういったこともしっかりと政策の中に位置づけていただきたいと思えます。

それで、障がい者、障がい児に対しても、改正される部分というのものもあるのですが、診療報酬、これ障がい者、施設に対する診療報酬なども引き下げられるということも言われています。当町でも、やはり障がい者、障がい児に対してしっかりと、今度の改正というのは、やはりそういった障がい者の方たちが地域で住みやすくと、よいサービスを受けられるようにということで改正されるものですから、ぜひ障がい者の方が住みよい、そういった政策をつくっていただきたいと考えていますが、それに対してはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 地域で住んでいけるようなというようなことで、法改正、それから報酬の改正については、今、議論がされております。

なかなか町として独自にできるものというのは、非常に難しい部分がありますし、それからこの障がいに関係する事業所、施設、各市町村1カ所と言われても現実にそういう部分がない状況もあります。

それらは、当然、釧路圏域の中で相談をさせていただかなければならない部分もあります。そういうものも含めて、このものを計画策定の中で検討をいただきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ぜひ、関係する市町村なんかとも連携をして策定を進めていただきたと思います。

それで、A型事業所ですね。就労継続支援A型の利用者が当町では1人ということですが、これ例えば釧路市などでは、例えば食事を提供するお店ですとか、あるいは清掃会社、そういったところで同時に就労継続支援A型のそういった役目を果たしているというのでしょうか、そういったところもあるのですけれども、事業所を立ち上げるということ自体は難しいのですけれども、当町でそういったように、例えば食事提供施設、あるいは清掃施設、そういったところでこのA型利用者を雇用するというようなことというのは、できないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） その受け入れをする企業があれば、今、町内にB型に通われている方が、そちらのほうを利用するというようなこともあります。

ただ、現実問題としてそこがなかなか結びつかない、やはりB型の事業所のほうもいろいろ事業所に声かけをしております。おりますけれども、実際にそれが雇用契約を結んで就労するというようなところまで、なかなかいっていないというのが現状で、なかなか難しい問題だと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ただ、これから現在は1人ですけれども、利用者が増えるといった可能性もあると思うのですね。ぜひ、町内においてもそういった雇用、御努力されているとは思いますが、利用可能なそういった企業ですとか、そういったところを増やしていただく努力もしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 現在1人ということですが、その前、一度そういうA型に移って、また戻ってきてというような状況もあって、なかなかそれが進んでいかないという状況があります。

それについては、なかなか町が協力する部分もなかなか難しい部分ありますけれども、事業所のほうとは、今回、意見交換を行った中で、またいろんな連携の話も出ておりますので、いろいろ話をしていきたいなと、相談をしていきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、12番、佐々木議員の一般質問を終わります。

次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

- 音喜多議員 第4回定例会に当たり、さきに通告してあります学校運営協議会、別名コミュニティ・スクールとも称されていますが、厚岸町教育員会は平成30年度より設置、導入する方針を明らかにしました。

そこで、現在の学校運営から方針転換し、新しい学校運営協議会という新たな制度を導入するに至る理由と新たな目的、目標は何かということであります。

学校運営協議会という組織の社会的責任、重要度等の位置づけは、一般的にどのように捉えればよいのか。

現在、設置されているPTAや学校評議員制度などの機関との関係は、どのようになっていくのか。

新たに導入しようとする学校運営協議会に、相応の権限を持たせているように思います。中でも教員の任用に当たって協議会は委員会に意見を述べることはできますが、どういう点、どのようなことが聞き入れることになるのか、例を挙げて説明していただければと思います。

次に、委員の選任について伺います。

教育委員会が必要と認める者が委員に就任するのは可能となっていますが、町内全域からとか、あるいは町外からの選任は可能なのか。その場合、全体での比率はどのような程度と考えられているのか。

公的立場での人選には公平さが求められますが、自薦、推薦、公募制度などがありますが、これらの方法は考えられないかということであります。

同一人が複数の肩書きや組織や団体長が兼務では機能しないという話もお聞きします。学校運営協議会で望まれる委員とは、どのようなものを想定するのかということでもあります。

学校現場では、長時間労働で教員の過労死が社会問題にもなっています。この制度により、新たな負担増とならないか。この制度導入によって現場でのメリット、デメリットはどのようなものがあるのかお伺いし、1回目の質問といたします。

- 議長（佐藤議員） 教育長。

- 教育長（酒井教育長） 7番、音喜多議員の御質問にお答えいたします。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置についてであります。厚岸町教育員会は、学校運営協議会を平成30年度より設置する方針を明らかにした。その内容について問うのうち、現在の学校運営から方向転換し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）という新たな制度を導入するに至る理由と新たな目的、目標は何かについてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6において、教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その所管する学校ごとに当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならないと規定されております。

厚岸町においても、学校が地域住民や保護者と目標を共有し、組織的、継続的な連携を進めようとする学校運営協議会を地域の实情に応じながら設置を進めようとするもの

です。

学校運営協議会（コミュニティー・スクール）の目的、目標についてですが、学校に対してそれぞれの立場で関わりを持ってきたPTAや地域住民、そして行政が組織的に連携し、継続的な活動をしていくことを意図としております。つまり、学校と地域が一体となり、どんな子供たちを育てるのか、何を実現していくのかということ具体的に話し合い、実現させていくこととなります。

次に、学校運営協議会という組織の社会的責任、重要度等の位置づけは、一般的にどのように捉えればよいのかについてですが、学校運営協議会は法律に基づいた制度であり、学校と地域の連携、協働体制が組織的、継続的に確立され、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取り組みを進めることとあわせて、地域の活性化が期待できることから、学校や地域社会にとって重要な役割を果たすものと考えます。

次に、現在設置されているPTA、学校評議員制度等の機関との関係はどのようになっていくのかについてであります。学校運営協議会はPTAや地域住民からの意見や情報提供を受けて、学校運営や必要な支援に関する協議を進め支援していくこととなります。

また、学校評議員制度については、委員からの意見や評価を受ける、学校運営の一部について協議するなど、その役割が限定されていることから、学校評議員制度については廃止し、コミュニティー・スクールへと移行、発展させたいと考えております。

次に、学校運営協議会に相応の権限を持たせている。教員の任用に当たって教育員会に意見を述べるができることになるが、どういう点が聞き入れることになるのか、例を挙げて説明されたいについてですが、教職員の任用に関する意見の申し出については、各教育委員会の判断による任意の規定となっており、厚岸町教育委員会が設置する学校運営協議会においては、教職員の任用に関する意見の申し出については規定していません。

次に、委員の選出についてのうち、教育委員会が必要と認める者が委員として可能だが、町内全域と町外からの委員の選任は可能か。その場合の全体の比率はどの程度かについてですが、教育委員会規則においては、委員の定数を1校につき7人以内としており、コミュニティー・スクールに在籍する児童または生徒の保護者、コミュニティー・スクールの所在する地域の住民、コミュニティー・スクールの運営に資する活動を行う者、その他、教育員会が適当と認める者としております。

保護者や地域住民以外の委員については、学校の実情に応じて町外の有識者や教育委員会事務局職員などが考えられますが、基本的には学校区の住民の中での選出となると考えております。

また、公的立場での人選には広く公平が求められるが、自薦、推薦、公募制度等があるが、これらの方法は考えられないかについてですが、委員の選任については自薦、推薦のほか、校長からの意見を聴取してまいりたいと考えております。

さらに、同一人が複数の肩書きや組織、団体長が兼務で機能しないという話も聞く。望まれる委員とはどのようなものを想定するのかについてであります。学校運営協議会においては、実質的で活発な議論を通じて地域と学校が同じ目標に向かって一定の方向性を決定することが必要と考えます。このことから、企画、行動、意見、検証など、

学校とともに行動していける委員を想定しております。

次に、学校現場では長時間労働で教員の過労死が社会問題になっている。この制度により新たな負担増とならないか。現場でのメリット、デメリットは何かについてであります。このコミュニティー・スクールは学校だけが頑張る仕組みはなく、教職員に負担をかけず、地域の力を借りて学校運営の質的向上を図る仕組みづくりが求められております。現場、学校のメリットとしては、校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携、協働体制が継続できること。学校運営協議会での話し合いにより、子供たちの課題の把握や地域でどのような子供を育てていくのか、目標を共有できることなどがあります。

現在、想定しているデメリットについては、学校運営協議会の設置前後は一時的に事務が増えることが考えられます。しかし、現在、学校が行っている教育活動を継承し、学校、家庭、地域が適切な役割分担をすることにより、過度な負担が生じないよう取り組んでまいりたいと考えます。

なお、平成30年度以降の設置に向けて、該当学校及び地域において準備を進めているところであります。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 ありがとうございます。

これは、早くから全国的にやれやれという感じで文科省が進めてきているということで、最近お尻を切られたような形で、平成27年12月には中央教育審議会での設置の努力義務を課すということで各市町村の、道の教育委員会もそうですが、現場ではに分かに増えてきているというか、あちこちで設置されてきているという状況に来ているということで、それから見ると厚岸町もそれほど当初はどう思っていたのか、これ早くからこの傾向で答申はされていたわけですね、文科省から。

ですから、当初はこういう言い方をされても、事実上もう既にやっていますよというような意向が強かったのではないのかなと、私は受けとめていますが、そういう点の糧、厚岸町の教育委員会の内情としてはどんな状況だったか、その辺ちょっとお尋ねします。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答えいたします。

議員おっしゃるように、国のほうでそういう形で法律ができて、平成16年にこの学校運営協議会スタート、発足しております。

今回、この部分で任意規定から努力義務になったということでもありますけれども、実際、今、学校のほうでは学校評議員、教育長の答弁にもありましたけれども、学校評議員ですとか学校にはさまざまな組織があります。それが、機能しておりますけれども、それをより一層この学校運営協議会を設置して、より意見を取り入れて、答弁にもありましたように、実際に評価だけではなくて運営にも関わっていただくということで、こ



の導入を進めようとするものであります。

確かに、都会に比べますと田舎というか、小さいところに行きますと、町にいけますと、そういうコミュニティーの部分では大都市に比べると取れているかなと思いますけれども、それが組織的であるかどうかということは、今までも疑問でありましたので、今回このような制度を取り入れて、より学校に関わっていただくと。そして、地域で子供たちを育てていくというような考えで導入を進めようとするものであります。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今までの学校教育過程というか、そういう運営を含めて、良い悪いは別にしても、ある程度、振り返ってみて、これでよかったのか。現在、文科省の言われているようにその地域、あるいは日本の国内だけでなく、ちょっとグローバルというか世界的な波に巻かれてしまって、そうせざるを得ないのかなと思うのですが、一方では近年ゆとり教育から、あるいは学力テスト導入まで、子供たちががらがらと変わってきているというか、そういう変化の中で、もう既に私は子供は大きくなってしまって孫の時代ですが、孫だってもう大人の時代というか、そういう時代になってきていますから、子供たちがそう変わったのでは大変だなとつくづく思うところでございます。

そんなことからして、今、答弁の中にもありましたとおり、地域とともにある学校づくりだとか、学校と保護者が地域の皆さんと、そういう点がかかなり強調されている。先ほど言ったように、そういうことをしないできたのかといえば、今、課長が答弁されたように、そうではないと思うのですね。今まで、それを重々やってきたけれども、そこにそういう状況の中で文科省が新たに求めているものは何かと、そこだけピックアップすれば重々これは乗り切れるなと思うのですが、その文科省が特に強く言われていることというか、現場で今回、運営協議会をつくるに当たって必要とするところは何だと思えますか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 地域で、学校と一緒に子供を育てるということが大きな目的かなと思います。

先ほども申し上げましたけれども、小さな町とか地域では今までもそういうことがある程度できておりましたけれども、この学校運営協議会はそれを一歩前に出て話し合いをして企画から、あるいは運営、実際に関わるという形で、今までの組織とはちょっと違うかなと。今までは、PTAあるいはPTAが主に関わって従事者がおりましたけれども、地域もかかわらないわけではなかったのですけれども、それが企画の段階からそこに入っていただいて、いろいろ協議をしていただくということになります。

それと、一番大きいのが校長が作成する学校運営の基本方針を承認するということが一番大きいかなと。といいますのは、この基本方針を承認していただくということは、学校が何を考えて何をやりたいかということをつかっているということにつながると思えます。これについては、今までも説明とかはしておりましたけれども、実際に

協議会の中で、校長の基本方針を説明を受けて、ここの学校はこういう方針でいくのだと具体的に説明を受けてやることによって、学校のやることを理解していただけたらと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 分かりました。

学校長の権限というか、そこが強くなったというのは、これはまた別な項でやらせていただきたいと思います。

それで、運営協議会の位置づけというか立場ですよね。これは、今、言われているように、結構権限を持たせてやることになるわけですが、委員の立場はこれは町としては特別職で地方公務員で、特別職で報酬も支給しということで、きちっとした形で保障していくというか、そういう格好。会社で言えば学校は会社で、その会社の重役あるいは非常勤取締役という形になるのだろうと思うのですが、その辺の位置づけ、もう一度、改めてお尋ねしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 教育長の答弁の中でも申し上げましたが、この協議会の委員の構成でありますけれども、コミュニティー・スクールの在籍する児童または生徒の保護者、コミュニティー・スクールの在籍する地域の住民、コミュニティー・スクールの運営に資する活動を行う者と、その他、教育委員会が適当と認める者となっております。先ほど御答弁で申し上げたとおり、基本的には地域の中で選出されると。学校をよく分かっている方をお願いするという形になります。

この委員ですけれども、この委員の個々の考えだけで決めるということではなくて、当然住民の代表あるいは保護者の代表、それらの方は当然保護者及び地域の意見を十分聞いて、それをこの協議会の中でその意見を反映させるというような役割を担っております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、課長が言われたように、それだけ大事な協議会にしてほしいというか、なりたいたいというか、そうしていかなければならないと思いますね。

先ほども言ったように、学校運営というのは会社運営と同じように、先ほど校長の権限を言ったけれども、今までどちらかという校長はそれほどというか、存在感が余り出なかったけれども、今回ほどこの運営協議会が発足すると諸刃の剣というか、現場と教育員会の間に挟まって、学校運営としてきちんとやっていかなければならない立場になると判断していいと思います。

それで、今のPTAこれは現職の父兄でもありますから、これは残しておいていろんな面でというか、運営協議会とちょっと違った分野で密着型の、それこそ学校との関係

が築かれるのだらうと思います。

評議員制度は、これは段階的に廃止していくようでありませけれども、そうすると、まずPTAは残すと理解していいと思いますが、その辺はどうですか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） まず、この協議会を設置することによりまして、校長の権限が強まるというものではございません。今までと変わらないで、逆に学校の基本方針ですとかを説明して、それを承認していただくということですから、より地域の方、PTAの方にそれを分かっていただくという形になろうかなと思います。

それと、PTAの関わりですけれども、当然この委員の選出の任命の規定にもございますように、児童生徒の保護者が委員の一員に加わるようになっておりますので、その辺は関わりについては当然あると考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 分かりました。

今までも、学校とは社会教育やスポーツ関係と関わりを持ってきている、重々。

今、言われている学校現場に対して、そういう方々の力をというか、地域の父兄やらスポーツ選手というかOBを含めて、そういうのを大いに活用せよというような旗の振り方をしているわけですがけれども、一旦こういった方々とは今の関係とは整理して新たな道を作るという考え方なのか、あるいは現在のまま、そのまま、どこかの過程で組み入れるという考え方であるのか、その辺はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 今現在、学校に関わっておられるPTAですとか、そういうものを排除するものではございません。

関わりについては、当然今までと同様な形になります。ただ、この協議会の委員は、その中から選出されると。当然PTAについては、今までと同様に学校に関わるという形になります。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 分かりました。

それで、最大の今回の協議会制度の中で権限が与えられていると、大きく全面で言われているのは、教員の任用で協議会は教育委員会に意見を述べることができると、そういった例というか、そういうものに対して例を挙げて説明しているものもありますが、その一つとして協議会が委員会に人事面でという言い方をされている。どんな場合と想定されていますか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 教員の任用の関係でありますけれども、1回目の御答弁の中でも御説明しておりますけれども、この規定については各教育員会の任意の規定になっておまして、この任用に関する意見の申し出については、今回、厚岸町教育委員会の規則の中にはうたってございません。規定しておりません。

ただ、この協議会の中で例えばこの学校はこういう形で、例えばこの部活の先生が必要ですか、そういう部分の意見というか、意見というよりも要望というか、そういうお話は当然その中でされるものと考えます。それを、正式な協議会の意見として具申するという事はないのですけれども、意見は意見としてお聞きするという形になります。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そうですね。答弁の中には、今回、厚岸町の運営協議会になるかな。

そこで、ある町というか市では、ここの学校でスポーツの優れた、そういった伸ばしていこうという方針のもとで、そういうスポーツの元選手というか優れたOB、それらを教員として、ぜひ採用してほしいと。あるいは入れてほしい、何らかの形で携わってほしいという意見が出たと。そういった場合、厚岸町の場合それに照らし合わせてみれば、これは道の人事の教員話ですが、町独自のそういう入れ方ということもできるのかなと思ってみたのですが、その辺は全く今のところは考えていなとか、その点についてどのように考えますか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 教員の人事につきましては、道教委が関わっております。

町単独で、この先生を任用するとか、そういう形にはならないかなと考えます。

ただ、先ほども申しましたとおり、この学校でどんな先生が、今、必要だとかというような意見といいますか要望ですか、そういう形はお聞きする形にはなりますけれども、お聞きしてそれが道教委との人事の協議の中で要望することになるとは思います、100%それが要望どおりになるものではないと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 委員の選任について伺っていきます。

答弁にもありました、いわゆる基本は学校ごとの、その学校エリアごとというのが基本だよということは、重々承知しております。

それで、厚岸町を見た場合は本町と真龍は、これはそれ相応の、これからも続くであろう。ただ、これから時間をかけて高知小中学校、あるいは太田小中学校にもそういう

制度を取り入れていくだろうなと思ったときに、小規模校は一つでいいよと、あるいはそこをエリアという文科省のたとえの話がありますから、厚岸町は例えば太田小学校に運営協議会をつくり、また別に中学校に運営協議会をつくるという考え方なのか、もしくはこれだけは小中一緒でもいいのではないのかなと、地域の事情等を考えれば。その辺の場合、出た場合、どのように考えますか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 委員の選任ですけれども、運営協議会の設置についてはそれぞれの学校に置くことができます。あと、二つの学校、あるいは三つの学校を一つの学校運営協議会にするという形もできます。

今、教育員会といたしましては学校区、例えば厚岸であれば厚岸小学校、厚岸中学校、ここを一つの学校運営協議会、あるいは真龍であれば真龍小学校、真龍中学校を一つの学校運営協議会、太田であれば太田も小学校、中学校を一つの運営協議会というような形が児童生徒9年間を通じて、継続ある形で支援できるのではないかなと考えておりますので、今現在はそのような形で進めていきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そういった中で、委員の選任に当たっては教育に明るいというか経験を踏まえた人というか、そういったことを考えてみた場合、厚岸町は退職されると厚岸を出ていくという教員が多くて、そういう技能や知識、力量を借りたいところなんです、そうなるとういうことになるのかなと。そういったOBの力を借りるのも一つのベターだと思ってはいたのですけれども、そういった環境の中で誰しもがこの人ならばとかと言えるような自薦、推薦、そういった形をぜひ過去の行政の中でもほかの市町村でもそういった推薦制度だとか、いろんな諮問、あるいは答申等のあれに求められていますので、ぜひそこを活用してほしいなと思っておりますが、改めてお尋ねします。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） この学校運営協議会の委員さんに求められるものとしたしましては、実際に学校に関わっていただいて、企画、立案の段階から運営まで、実際に行動を共にしていただけるというような方を委員になっていただいて、話し合いだけで終わるのではなくて、実際に学校の運営にも十分関わっていただける方を考えておりますし、そういう方につきましても委員会といたしましても、PTAの方、あるいは地域の方に十分意見を聞いて、適任者といえますか適当な方を選任していきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 最後に、お尋ねしていきます。

新しい制度のメリット、デメリット、いろいろあると思います。この中で、今最近、特に言われていることは、この運営協議会もさることながら、現場の仕事量というのですか、先生の朝の出勤から帰るまで長時間労働というのか、これまた国が網をかけて、そういう先生に課せられているものですから、ほかからはなかなか見えにくいのだろと思うのですけれども、結構いろんなマスコミで先生の現状、とにかく報道されておりますが、ぜひそういった先生も含め、子供たちが左右されないようにというか、安定的に勉強していけるようにと、それは先生も願っていると思うのですよ。そういった処置をとっていただけるように、ぜひ運営協議会のつくりの中で、ぜひ考えていただきたいというのが私の思いでもありますし、教育長にちょっとお尋ねしたいのは、長年の経験者であって、今回またこのような制度をつくるということ、それは教育長は自分の経験からいって絶対自信があると、これはそんなにそんなに大きなことではないとお思いになるか、これは困ったものだと思うか、その辺の感想を聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） まず、はじめにお答えをさせていただきたいのが、法改正があったから厚岸町でも学校運営協議会を立ち上げるのだと。これは、確かに大きな要因の中の一つに法改正があることは間違いございません。

ただ、私といたしましては法改正があったからやるという、そういう思いではおりません。その部分について、若干触れさせていただきたいと思います。

大きく二つの観点を、自分なりに押さえております。

一つは、社会情勢が大きく今、変わってきて、それに伴って学校が非常に多くのものを抱えるようになった。そこで、何が言われるようになってきたかという、学校、家庭、地域社会が連携して教育を進めなさい。これは、もう長年にわたって言われ続けてきたことでございます。

厚岸町といたしましても、厚岸町の総合計画、それから教育大綱、それから教育行政執行方針、この中で学校、家庭、地域の連携ということは、もう強くうたっております。ということで、もはや学校だけでは、今、学校が抱えている問題を適切に解決できない状況にあるのだと、その認識にまず立って、そしてこの学校、家庭、地域社会の連携というのが出てきているということが、一つ押さえておきたい問題だと思っております。

それから、もう一つは地域社会も当然時代の変化に大きく揺れ動いております。

その中で、地域も元気になっていただくことが、実は子供たちが学校や家庭や地域の中で育っていく上で、大変重要な部分になってまいります。そうすると、この学校運営協議会が学校とともに、目標を共有して子供を地域で地域の子供を育てるという、そこを契機として、地域にもやはり元気になっていただく、活性化していただく、そういうメリットも含んでいると考えておりますので、単に法改正があったからということではなくて、学校の家庭、地域社会との連携をさらに一層前進させるという観点と、それか

ら地域にも元気になっていただいて、そのことが学校の子供たちの成長にまた返ってくるといふ観点とを含めて、このコミュニティー・スクールというものは、ぜひ実現したいものだなという思いは強く持っております。

議員のおっしゃるとおり、学校現場に相応の負担がかかるのではないかと危惧されております。私も当初、この学校運営協議会というものをまだ勉強する以前は、現場にいた人間として、また新しいものが入ってくるのかと、学校に。また、先生方の負担が増えるのかと、そういうイメージを持っておりました。確かに、持っておりました。

ただ、これをいろいろ勉強していく中で、むしろ今、学校が実施しているものにプラスして、また新しいものをどんどん学校に持ち込もうという、そういう発想ではなくて、今、学校が行っているもの、あるいはPTAと協力して行っていること、そこにさらに地域の方の意見をいただいて、そして地域の方の力をお借りして、ともにやっていくという観点で考えたときに、できれば私としては、今、学校が取り組んでいるところに地域の方の知恵や力をお借りして、ともに子供たちを地域で育てる、地域で地域の子供を育てるといふ、そういう教育環境を整えていくという制度に、ぜひそういうものにしていきたいなと思っておりますし、現在、校長会議、教頭会議等を通じて、余り一遍に大きなものをやろうとしないしてほしいということも、実はお願いをしながら1年かけてじっくり取り組んでまいりたいなと考えております。

●議長（佐藤議員） 以上で、7番、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

1、住宅セーフティーネットについて。

(1)民間賃貸住宅への入居が断られやすい高齢者や低所得者らの居住を支援する新たな公的制度が創設されるに当たって、町の考えを伺います。

ア、町の対応内容について、準備等は進んでいるのか。

2、要支援者の避難について。

(1)災害対策基本法の改正について、次のことを伺います。

ア、自治体としては、本人の同意がなくても名簿の情報を活用できるよう条例を制定することも必要であろう。個人情報扱いなど難しい面もあるが、厚岸町の対応についてどのようになっているのかであります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、竹田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の住宅セーフティーネットについて、新たな公的制度が創設されるに当たって、町の準備は進んでいるのかについてであります。住まいは欠くことができない生活の基盤であります。都市部では高齢者などの生活に適した賃貸住宅の供給が必ずしも十分ではなく、また賃貸住宅への入居を拒否されるといった課題もあります。

そこで、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への供給の推進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法が平成19年に制定されました。この法律により、高齢者などが安心して暮らせる住まい探しを不動産関係団体、福祉関係団体などと連携し、サポートする居住支援協議会が都道府県や市町村において設置できることとなりました。

さらに、平成29年の法改正により、高齢者などの住まいとして増加する空き家の活用を含め、一定の基準を満たす賃貸住宅の登録制度などが追加され、ハード、ソフトの両面で住まいを確保する仕組みが整備されました。

厚岸町としては、このたびの法改正に伴い、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度や、住居支援サービスを実施する居住支援法人の指定制度などが新たに創設されたことから、情報提供等の支援が必要な措置について協議する北海道住居支援協議会に、今年11月に参画する意向を示したところであり、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅に関する情報、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や民間賃貸住宅の賃借人及び管理事業者等の不安軽減等のための居住支援の方策などの情報提供を受けており、今後も引き続き国や北海道、他市町村の動向を注視してまいりたいと思います。

2点目の要支援者の避難について、自治体としては本人の同意がなくても名簿の情報を活用できるよう条例を制定することも必要であろう、個人情報の扱いなど難しい面もあるが、厚岸町の対応内容についてどのようになっているのかについてであります。町では平成23年10月に厚岸町災害時要援護者登録事業実施要綱を制定し、厚岸町災害時等要援護者登録名簿を作成してまいりました。

ただし、この登録名簿は登録を希望し、関係機関への情報提供に同意される人を選定して登録を行ってきたものであり、平成25年6月に施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律で、新たに追加された避難行動要支援者名簿の作成等の規定を満たす内容となっております。

改正後の災害対策基本法では、名簿登載への同意の有無の規定がないことから、町が実施している災害時要援護者登録制度の改正が必要と考えております。

なお、災害対策基本法では、新たな避難行動要支援者名簿に関する主要な部分については、市町村において策定する地域防災計画で定めるように規定されております。

現在、町の地域防災計画は国の防災基本計画及び北海道地域防災計画の内容に対応できるように、見直し作業を進めているところでありますが、今後、事務作業体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿の提供に関する条例制定の検討をしてまいりたいと考えております。

なお、資料要求のありました65歳以上の単身世帯数が増える見込み数につきましては、推計はしておりません。したがって、平成20年度から平成29年度までの数値により資料作成をいたしましたので、過去10年間の推移を参考にさせていただきたいと思いません。

以上で、ございます。

●議長（佐藤議員） ここで、昼食のため休憩をいたします。

竹田議員の再質問は、午後1時からといたします。

休憩いたします。



午前11時49分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き、5番、竹田議員の再質問から行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 1番目の住宅セーフティーネットについて質問させていただきます。

65歳以上の単身世帯数についてお調べをしていただき、表をいただいたところでありましたが、平成20年度については、一般世帯が4,440に対し65歳以上の世帯数が2,161、ひとり暮らしが629ということで、平成29年度と比べて毎年、自分の計算では伸び率が平成20年から21年にかけて、大体14%ちょい、28年度から29年度にかけては18%ちょい超えぐらいになっているわけです。

そして、一般世帯数に対してひとり暮らしの世帯数を鑑みていると、毎年、1.03倍から変動がないように思われますが、平成20年度から29年度にかけてのこの10年間の推移を見ると、1.324倍という計算がなされます。日本全国での伸び率は、1.267倍と国のほうでは試算されています。この一般世帯とひとり暮らしの世帯の数字で計算すると、伸び率はそれほどでもないのですが、やはり少子高齢化という部分で考えると高齢化率が約30%近くなっている。その65歳の世帯数だけで考えていくと、非常に伸び率は上がってきていると考えられます。

ということは、今後、厚岸町も全国平均と同じように、これから伸びていくのであろうと考えられますが、厚岸町としてはその辺ほどのように捉えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この資料につきましては、高齢者人口の状況調べというものから抜き出ささせていただきまして、この数字ということで、今おっしゃられたように全体の世帯数につきましては、若干減り気味な状況の中で、65歳以上の世帯数も増えている。それから、ひとり暮らしの世帯数も増えているというのは、議員おっしゃられるとおりだと認識しております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そのことが、国では非常に住宅に対しての高齢者や低所得者らの居住を支援する新たな公的制度が創立されたということでもあります。10月25日からスタートし、11月に参画する意向を示したということでもありますので、今後、北海道住居支援協議会などを注視しながら情報を得て、厚岸町も今後どのように取り組みを行っていくかということ、市町村の動向を見て注視してまいりますということなのですが、厚岸町として

も居住支援協議会などを自治体に設置し、支援体制に万全を期すようということで、国のほうからお達しがあるものと思われませんが、この自治体に任せる居住支援協議会の立ち上げ等については、当然御存じだと思いますが、それらについて居住支援協議会をどのような形で設置していくのか、また支援体制に万全を期すようにという国のお達しなのですが、その辺はどのように考えているのかだけをお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） お答えいたします。

居住支援体制の、今、厚岸町における今後の計画でございますが、国では住宅確保要配慮者と、あと住宅を貸す側、要はその間にこういう協議会を設けて、この住宅の確保に向けて進めていくということになっておりますが、現在の厚岸町を見たときに、厚岸町においても町営住宅の募集、年3回、3月、7月、12月に募集をかけているわけなのですが、その募集の方の状況を見ると、今現在、住宅が古いであるとか家賃が高いであるとか、直接、要は大家さんから要は出ていってくれとか何とかという状況ではないのですよ。現在、厚岸町町営住宅においても、今現在、満室というか全て埋まっている状況でもないものですから、現段階では厚岸町はまだ受け入れ体制は、十分確保できていると。

今、盛んに国のほうではそういう状況になっているということで、今その辺どんどん直面する自治体については、こういう協議会の設置というのはなされているとは思いますが、今後、厚岸町においてもそういうような実態になれば、協議会の立ち上げというのは、当然必要となってくるのかなと思っております。現段階でいつぐらいにどうするかという明確なことは、回答はできないという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 居住支援協議会については、厚岸町の考え方があると思いますので、その辺については遅いより早いほうが良いということもありますので、答弁にもありましたが、今後の見直し作業を進めていくところでありますということで、ほかの町村の意向も見るとのことなので、ぜひ早めに行っていただければと思います。その辺をよろしくお願いいたします。

次に、支援者の避難についてであります。

総務省、消防庁の調査の結果によると、名簿を作成済みの市区町村は6月1日、今年度時点で、全体の93.8%に達したと。昨年4月1日時点より9.7ポイント増えており、来年3月には、99.1%までに達する見込みだと。要支援者の安全・安心を守る基盤が整いつつあることを、まずは評価したいというのがありました。

このことを踏まえて、厚岸町に対しての準備態勢というのは、厚岸町自身がこれを受けて、どのような評価をするのかということを知りたいと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 答弁の中では、現在、厚岸町災害時等要援護者登録名簿を作成しているという答弁であります。

ただし、この改正後の災害対策基本法に基づく避難行動要支援者の規定を満たすものではないということではありますが、実際には各台帳、障がい者台帳、高齢者台帳、要支援者台帳、そういったもの各々ございます。私どもは、これまで災害起きたときに避難行動をしていただいたかどうか、そういった安否確認をする際にも、そのような名簿で電話かけ等をしております。

ですから、厚岸町ではこの6月1日現在で、93%の中に含めていただいております。

ただ、今後、来年の3月には99.1%ということではありますが、どうして100%にならないのかなど、私どもはそうのように考えているところでございます。

- 議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

- 竹田議員 厚岸町としての名簿の取り扱いについては、最終的に条例を制定することも必要であろうと思うのですが、これについては条例改正をしなければならないという認識におられるのか、おられないのか、お答え願います。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 現在、私どもはこれまでの台帳の利用に当たっては、厚岸町個人情報保護条例に照らして利用をさせていただいております。

今般の災害対策基本法においても、この要支援者名簿の作成の義務化とともに、各自治体の個人情報保護条例の整理が必要だろうと、そういう目的が入っているようでございます。

そういうことから勘案して、今般この情報を提供するという目的がないと、この名簿作成の意味が整ってまいりませんので、その提供に当たってはやはり条例が必要ではないのか、改めて厚岸町個人情報保護条例を精査させていただいて、あわせて条例検討の方向で、今現在、考えているところでございます。

- 議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

- 竹田議員 来年3月と出ていますけれども、これは3月までにしなければならないということでもないようですが、厚岸町がそういう考えで条例改正を伴うことも必要だと考えるのであれば、来年の第1回定例会において、その条例改正をするような運びとなっていくのでしょうか、どうなのでしょう。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 今般の災害対策基本法の一部改正法の中に盛り込まれた名簿の

作成の条件として、それぞれの自治体もつ地域防災計画、これは厚岸町もごさいますけれども、この中にまず規定を定めるということでありまして。その定めに従って、必要であれば条例制定と、そういうような運びであります。

1回目でも答弁がありました。地域防災計画の見直し、現在見直し中のごさいまして、もう少し多少ちょっと時間がかかる見込みがあります。残念ながら来年3月には、この新しい条例の新制定までは間に合わない状況のごさいます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 名簿の活用が重要になるということで、耳の聞こえない人が避難警告が聞こえない。また、目が見えない中で一人で逃げるのは無理だといったことが言われます。

2011年の東日本大震災の被害に遭った障がい者のリアルな声であったということで、東日本大震災では65歳以上の高齢者が犠牲者の約6割を占めていた。障がい者の死亡率は、被災住民全体の約2倍に上ると。この教訓を踏まえ、13年の災害対策基本法の改正で、市区町村に要支援者名簿の作成が義務づけられたとなっております。

これ13年というのは、2013年のことだと思うのです。もっと言うならば、災害対策基本法の改正は2013年ですね。最初に、この災害対策基本法ができたのは昭和36年11月15日だそうです。これらを考えると、最近できた法律ではないということなので、ぜひ一日も早く、いつ来るか分からない、そういった防災対策、避難対策、一人でも厚岸町の住民を安全に守っていく、安全に避難をさせていくということを考えると、一日も早いこの条例改正をしながら、要支援者の避難に向けて取り組まなければいけないという認識になるわけですが、その認識に立った上で一日も早い取り組みをなされていくよう要望したいのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） この基本法の一部改正を受けて、町では危機管理体制を見直さなければならぬと考えておまして、現在そういう検討しておりますけれども、私は今般の改正法で名簿をつくる、それはすばらしいことでもあります。それを、提供する、そこに問題が出ます。提供を受けた自治会や各団体が、それをどうするかというところですね。その先、つまりサポーターがいなくて一人で行動できない人への配慮が欠ける。ですから、条例制定で名簿提供するまでは、淡々といくと思います。

ただ、それよりも前に、その名簿を提供を受けた側がどうできるか、そこら辺の議論は私は必要であると思います。東日本大震災の後に教訓として、まず避難すると、みずからがですね。みずから避難行動がするというのが教訓として、今、生かさなければならぬのかなと思います。そういった次に、では避難した、その次に一人で避難行動が取れない人にどういう配慮ができるか、そこら辺の議論をまだまだ町民と行わなければ、この名簿を提供する意味というのが果たされないのかなと思います。

そういったことを含めた中での条例検討の必要性があるのではないかと、そのように考えているところのごさいます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 昨年だと思いますが、6番、室崎議員もこのような要支援のいる避難者について質問もありました。そのときにも、町側にランクづけをした、そういった形のものを取ってほしいと質問していたのを、私、記憶があるわけでありませう。

そういうことを鑑みても、このランクづけという言葉ではないのですが、養護の関係性をどう持つか、つまり要配慮者、被害弱者等の類似の概念の要望を複数あるが、これらについてどう取り扱っていくか。また、障がい者等の等級を記載する必要があるのかどうなのか。それらを細く名簿に載せることが必要であろうと解釈しているところが、いろいろなホームページ等を見るとあります。そういったこともいろいろ検討されながら、ぜひ進めていっていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 名簿の作成に当たっては、法律の中で記載すべき事項が明示されておりまして、またそれを記録しなさいという項目も、実は第49条の10の第2項に載っているわけでございます。

しかし、これだけでは私は特性といいますか、そういうのは分からないのではないのかなと思っております。条例制定に当たりましては、具体的に例えば介護保険で言えば要介護3から5だとか、そういった障がい手帳あるいは身体障がい者手帳の等級であるだとか、そういうことが表示することで役に立つ場合もあるのかなと思っております。必ずしも書かなければならないという、そういう捉えではないですけども、記載したほうがいい場合もあるのかなと思っております。

今後、その条例制定の中では名簿掲載者の範囲というものも決めていくものと思っておりますけれども、掲載者の範囲と記載すべき内容等も含めてあわせて、条例制定に向けた準備と、そういうような考えでいるところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 避難行動要支援者名簿に関する災害対策法の施行、平成26年4月3日までの間に、地域防災計画の修正する必要があるのではないかとこの間にもあります。避難行動要支援者名簿に地域防災計画に定めるところによる、作成することとしているわけですが、地域防災計画には名簿作成の具体的な方法や手順を定める必要があると明記されていますが、作成した名簿情報の外部提供についても提供先及び方法、提供を受ける者に対する情報漏えいの防止のための必要な処置等を地域防災計画において定めることとしているところから、そのため災害対策法の施行とあわせて速やかに同法の規定に基づき名簿の作成及び外部への提供を行うためには、施行前に地域防災計画を修正する必要があると国は申しております。

これらについても、早急に行わなければならないことが、災害対策法の前にやらねば

ならない、行動を起さねばならないということもあります。これらの認識もされた上で、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） ただいま議員がおっしゃったとおり、条例制定する前に準備すべき事項として、我々も認識しております。

現在の厚岸町の地域防災計画では、多分皆様方お聞き慣れた言葉として、災害時要援護者という言葉が使われております。現在、これは要配慮者と定義をされて、このうち配慮の一形態として避難行動に係る配慮、それで最終的には避難行動要支援者という形になります。

今までの災害時要援護者というのは非常に広い、対象者は大体同じだと思うのですが、それが全てであるとする、そのうちでは一人で行動ができない方、配慮が必要な方はどれだけのものというところが、今回の避難行動要支援者と名称が変わったところであり、そういった議員がおっしゃったとおり、法の運用する中で必要な事項等は、整理しながら検討してまいりたいということでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 これで、最後にします。

これらの準備等を、ある程度まとまった時点で、総産のほうにぜひお知らせを願いたい。100%決まってしまうからでなく、お知らせをお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 私ども、これは非常に難しい案件とっておりますので、ぜひ総務産業常任委員会と関係機関等の御意見もいただきながら、進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告のありました9名の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、議案第91号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第91号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案内容を御説明いたします。

現在、厚岸町は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち濱秀利委員の任期が本年12月23日をもって満了をいたします。

つきましては、同法第4条第2項の規定に基づき厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で教育、学術及び文化について識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書1ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目104番地。

氏名、濱秀利。

生年月日、昭和35年11月18日。

性別、男。

職業、無職であります。

また、濱氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので参考に供してください。

なお、任期は同法第5条第1項の規定により本年12月24日から4年間であります。

以上、簡単な説明ですが御同意くださるようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、議案第92号 厚岸町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び厚岸町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第92号 厚岸町営土地改

良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び厚岸町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容について御説明いたします。

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請、同意、費用負担によらず、都道府県が基盤整備事業を実施できる制度や農業用排水施設の耐震化や土地改良施設の突発事故への対応について、原則として農業者の申請、同意、費用負担によらず、国または地方公共団体が事業を実施できる制度を創設するなどを規定する土地改良法等の一部を改正する法律が、本年5月26日に公布され、同日から施行された一部の規定を除き、9月25日から施行されました。

本条例については、同法による土地改良法の一部改正において新たな条項等の追加や整理が行われたことにより、厚岸町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び厚岸町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例で規定している同法の引用条項にずれが生じたほか、両条例の規定に誤りがあったことから、所要の改正を行うため制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、本条例は2条建ての構成とし、第1条が厚岸町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正、第2条が厚岸町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめ御了知いただきたいと存じます。

なお、説明は議案書により行いますので、別に配付しております議案第92号説明資料の新旧対照表については、参考としてあわせて御参照願います。

議案書3ページをご覧ください。

はじめに、第1条厚岸町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正であります。

第1条中の字句の改正は、未表示であった引用する法律の法律番号を追加するためのものであります。

第3条第1項中の字句の改正は、土地改良法の改正により新たな第113条の2が追加され、以下の条が1条繰り下げられたことに伴い、この項で規定している同法の引用条項にずれが生じたため、その引用条項を改めるものであります。

次に、第2条厚岸町国営土地改良事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正であります。

第4条第2項中の字句の改正は、土地改良法の改正により規定の追加や整理が行われたことに伴い、この項で規定している同法の引用条項にずれが生じたため、その引用条項を改めるものであり、同条第3項中の字句の改正は誤りのあった引用する政令の号番号を改めるものであります。

なお、第1条前段の法律番号の未表示と第2条後段の号番号の誤りについては、制定当初からの誤りであり、改正が今日に至ってしまったことをおわび申し上げます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明であります。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。



●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 ただいまスピーディーな説明を伺ったのですけれども、ちょっと分からないところがあるので、確認をさせていただきたいなと思います。

今回の改正で、第1条のほう、単純なのですよね。番号が記載なかったと。これ、一番最後に説明がございました。この条例を制定当時に失念をしていた、こう理解をしてよろしいのでしょうか。

それから、もう1カ所なのですけれども、それはどこでしょうか。どの部分が今回、1カ所分かったんですよ。もう1カ所、2カ所あるよと。制定当時、違っていた部分があったということなのですけれども、そこをもう1回確認をさせていただきたい。

それと、条ずれですよという説明がありました。改正後と、これ昨日いただいたのですけれども、改めてゆうべ見たのですけれども、ちょっと分かりにくいのでどういう作業が、内容のものが追加になって条ずれになったのか、そこのところをもう少しやわらかく説明をしていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） それでは、説明させていただきます。

第1条のほうで法律番号、この条例につきましては昭和45年に制定をしている条例でございますけれども、その当時からこういう引用する法律を用いる場合には、法律番号を明記するべきだったところがございますけれども、45年制定当時にこの昭和24年法律第195号という部分が表示していなかったという間違いでございます。

それと、もう1カ所、間違いはどこなのかと、誤りだったところはどこなのかということでございますが、第2条におきまして、新旧対照表を見ていただいたらよろしいかと思いますが、2ページのほうで第2条で、第4条の部分があります。そこで、第3項に、これまでの条例の中では政令第4号の2という表示がされているのですが、この条例は平成13年に制定されている条例でございますけれども、調べますとこの政令というのは、制定当時から第4号の2というのはなかったのですね。

ですから、制定当時から第4号、制定してからこの政令の部分が部分的に改正されたとか、そういった影というのはありませんでしたので、制定当時から誤って第4号とすべきところを第4号の2として制定をしていたということでございますので、これを改正させていただくと、正させていただくというものでございます。

次に、法律の番号でいくと逆になってしまうのですけれども、条例の改正からいくと第1条のほうから説明をさせていただきます。

参考資料で、今日お配りをさせていただきました。こちらのほうの2ページ目を見ていただきたいのです。

これまで、土地改良法で113条の2第2項というのが、この参考資料の2ページ目の

左側にございます。このたびの法律の改正によって、法律のほうで第113条の2という条が土地の共有等の取り扱いが、従来使っていた113条の2が新しく新設されて、この条が増えました。従来、引用していた113条の2が113条の3と改まったということで、今回の改正というものでございます。

それと、今回の一部改正の2条の部分でございますが、法律で言うところの参考資料の1ページ目を見ていただきたいのです。

これまでの条例の中では、法律の第88条と引用していた部分が、今回法律がいろいろ整理等されまして、あるいは追加等もされまして、87条の4という部分で、急施の場合ということで、これまでは急施の場合は、旧法では88条だけだったのです。それが、新しく法律改正が行われて87条の4として急施の場合、それと87条の5として、これまで引用していた条が、こういう形で条番が繰り上げる形になったものですから、これにあわせて条例のほうも改正をするというものでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 改正の内容については、2回目の説明で何となく納得できたのですけれども、1回目の最初の質問でございます。

開設当時の話は別といたしまして、今回このように修正をしていただけたと、それは私なりに評価をすべきではないのかなと。当然出すと間違ってしまったからしようがないということにはならないのでしょうかけれども、条例等につきましては、私は弱いほうなのですけれども、しっかり今後、事務方のほうで精査をして二度とこのようにないように、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 条例全体として、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の上程をさせていただいた、この条例ですけれども、この事業に基づいて当時制定されたものと考えております。

今現在、この条例自体で事業を行っているものはございませんけれども、制定当初このような形で上程をさせていただき、議決をされたわけですけれども、なかなかこの条例に基づいた事業は行われない中では、この条例の点検というのは難しいのですけれども、改めて各課それぞれで、そういった条例も含めて点検をさせていただいて間違いが生じた場合には、即座の議会の中で上程をさせていただき、御説明をさせていただきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 平成29年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 1 時42分休憩

午後 4 時35分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午後 4 時36分休憩

午後 5 時27分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

日程第 5、議案第82号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算、議案第83号 平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第84号 平成29年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第85号 平成29年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第86号 平成29年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第87号 平成29年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第88号 平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第89号 平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第90号 平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上 9 件を再び一括議題といたします。

本 9 件の審査については、平成29年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

8 番、南谷委員長。

- 南谷議員 平成29年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第82号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算、ほか 8 件については、本日、委員会を開催し慎重

に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので御報告申し上げます。  
以上、審査報告といたします。

- 議長（佐藤議員） はじめに、議案第82号 平成29年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第83号 平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第84号 平成29年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第85号 平成29年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第86号 平成29年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第87号 平成29年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第88号 平成29年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第89号 平成29年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第90号 平成29年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が閉会中に行った先進地行政視察についての報告書が、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第7、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会において行った所管事務調査についての調査報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成29年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時35分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成29年12月14日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員